

フォローアップ説明会参加申込者からの質問等一覧  
(平成 23 年度下半期分)

| 番号 | 質 問   | 回 答   |
|----|---|---|
| 1  | <p>Pitapa (スルットカンサイ) で公共交通を利用した場合の帳簿の記載方法について、徴難理由を記載しなくてはならないのでしょうか？</p> <p>※Pitapa とは、<br/>前払式 (JR 西日本での利用には、事前にカードへのチャージが必要) と後払式 (クレジットカード) による物品やサービス等の購入が可能なカード。</p>            | <p>バス・電車等の公共交通機関を利用する場合、領収書等が発行されない形での利用が想定され、領収書等を徴し難い事情に該当するため、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成する必要があります。</p> <p>なお、前払式電子マネーに現金でチャージし、電車の利用など交通費に限定して使用する場合、会計帳簿にはチャージした時点でその金額を支出に計上する記載でも差し支えないとされています。</p> <p>また、Pitapa をクレジットカードとして、一括払いで利用した場合には、会計帳簿には物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上するだけで差し支えないとされています。</p> <p>この場合は、クレジットカードを利用した際に発行される書面を領収書等として取り扱うこととしても差し支えありません。</p>  |
| 2  | <p>①給与支払事務所の開設届けを出していないのですが、指導はしますが、よそでは、強制的に提出させていますか。</p> <p>②家賃が無償の場合、東京都の選管では、時価相当での支出計上を省略しているとのことですが、他地域では、ちゃんと時価で計上していますか。</p> <p>③会計責任者が一切立ち会わず、補助人のみのヒアリングケースはよくあるものですか。</p> | <p>①給与支払事務所の開設届けは、所得税法第 230 条及び所得税法施行規則第 99 条に規定されています。政治資金監査は、外形的・定型的な監査であり、開設届の提出の有無を確認しなければならないものではありませんが、書面監査において発見した各種の問題点等のヒアリングを行うことは差し支えありません。</p> <p>②当委員会としては、個別具体の事例については把握しておりませんが、一般的には、事務所が無償で貸与された場合、本来支払うべき賃貸料相当分は寄附を受けたものとして会計帳簿や収支報告書に記載する必要があります。</p> <p>③会計責任者等に対するヒアリングは、原則として、会計責任者本人に対して行わなければなりません。</p> <p>ただし、会計責任者の職務を補佐する者が、会計責任者等に対するヒアリングに同席し、登録政治資金監査人からの質問に回答することは差し支えありません。</p> |
| 3  | <p>政治資金監査を実際に依頼された場合の報酬について具体的にご教示ください。</p>   | <p>政治資金適正化委員会において、政治資金監査報酬の指針や基準等を示すことはしていません。</p>  |

|   |  |   |
|---|--|---|
| 4 | 職員個人の ETC カードを使用した場合の取り扱いはどのように考えるのでしょうか。  | 当該職員が自身の ETC カードで、政治団体の費用を立替払いした場合、ETC カードを使用した時点での支出を会計帳簿に記載することで差し支えありません。  |
| 5 | 候補者個人の資金（預貯金）を政治資金団体の口座に移し、そこから政治活動費として支出する場合、個人からの資金の移動は政治団体に対する寄附金ということになりますか。   | 政治資金規正法上、「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいうとされています。したがって、当該資金に係る口座の移動がこの概念に当たれば、寄附金となります。  |
| 6 | 政治資金監査が制度化されてから相応の期間が経過しましたが、地方ではあまり依頼もなく、実際問題として政治家がこれらの問題を真剣に受け止めていないのではないかと、そんな気がしています。そこで、全国の実施件数ではなく各県別でもよいので、その実施状況を告知していただくとともに今後どのような方向に進むのか、展望を示していただければありがたいと思います。   | 政治資金適正化委員会において、昨年度調査を行ったところ、平成 21 年分の収支報告書に併せて政治資金監査報告書を提出した政治団体の数は、総務大臣分で 852 団体、都道府県選挙管理委員会分で 2551 団体ありました。なお、政治資金監査制度については、関係者の意見を聴取しながら、制度の適切な運用に向けて検討を進めていきます。   |
| 7 | 政治資金収支をパソコン活用して整理されていると思いますが、総務省モデルの会計ソフトは発売されていますか？統一報告書が届けられることが必要と思いますが、如何でしょうか？  | 総務省モデルの会計ソフトは、総務省ホームページ「政治資金関係申請・届出」の「収支報告書を作成するエクセルソフト」から無料でダウンロードできます。<br>なお、収支報告書の様式は、政治資金規正法施行規則第 9 条において規定されています。  |
| 8 | <p>①「税理士による〇〇〇〇後援会」を設立した場合、その役員、例えば、会長、副会長、監事は「税理士による〇〇〇〇後援会」の監査ができますか？</p> <p>②「税理士による〇〇〇〇後援会」の会長は、既存の「××党××支部」の監査はできますか？</p> <p>③「税理士による〇〇〇〇後援会」の会長は、既存の「□□会代表〇〇〇〇」の監査はできますか？</p> <p>④「税理士による〇〇〇〇後援会」の会長は、既存の「〇〇〇〇後援会代表△△△△」の監査はできますか？</p> <p>〇〇〇〇・・・国会議員<br/>△△△△・・・一般人</p> | <p>政治資金規正法第 19 条の 13 第 5 項の規定により、次のいずれかに該当する場合には、政治資金監査を行うことはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者又はその配偶者</li> <li>・国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者</li> <li>・いわゆる 2 号団体にあつては、当該団体が推薦し、若しくは支持する国会議員に係る公職の候補者又はその配偶者</li> </ul> <p>また、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について自ら政治資金監査を行うことになる場合やそのようになりかねない場合については、外部性を有する第三者によるチェックという政治資金監査制度の趣旨を踏まえれば、監査を行うことは適当ではありません。</p> |

|   |                           |  |
|---|---------------------------|--|
| 9 | 「収入」が政治資金監査から、はずれている点について | <p>政治資金監査は、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に、政治活動の自由の確保の要請に応えるべく、国会における議論の結果、外形的・定型的な監査とすることで合意されたものです。</p> <p>政治資金監査の方法については、各政党、政治団体の政治活動のあり方に関わることから、まずは、各党各会派で議論いただくべき問題であると考えます。</p> |
|---|---------------------------|--|